

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年6月26日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「平成12年に県が水道局へ出した更新許可書の写し若しくは原本」を記載した公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

「平成12年に県が水道局へ出した更新許可書の写し若しくは原本」を記載した公文書

2 決定の内容

本件対象公文書を作成及び取得していないことによる文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

不存在だけど開示してほしい。県土木より市に渡して有と言うし居るから有と思う。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

更新許可書とは、里道等の法定外公共物（道路法、河川法等の法令の適用又は準用を受けない公共物のことをいう。以下同じ。）の占有者が許可期間満了後も引き続き当該法定外公共物を占有しようとする際に、管理者が占有者に交付する許可書のことである。

法定外公共物の財産管理について、平成16年度までは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条第3項に基づき鹿児島県が許可等の手続を行っていたが、平成17年3月31日までに権限委譲により国から市へ法定外公共物が譲与されたことに伴い、鹿児島市が平成17年度以降手続を行っている。

平成16年度末に法定外公共物に関する資料を鹿児島県から鹿児島市が引き継いだ。当該資料には、平成6年度以前に布設された法定外公共物の当初の許可申請書に関する書類の原本及びその後の更新許可に関する資料は存在しない。

審査請求人によると、本件開示請求に係る「平成12年に県が水道局へ出した更新許可書の写しもしくは原本」に関する物件とは、鹿児島市五ヶ別府町〇〇〇番〇地先に布設されている水道管のことであるとのことだが、当該物件は、竣工図面（乙1号証）により昭和52年度以前に布設されたものであることが確認できる。

とすると、本件開示請求に係る文書は、鹿児島県から引き継いだ資料には存在せず、念のために水道局より提出された上水道管に関する全ての更新申請物件のリスト（乙2号証）を確認したが存在しない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書である「平成12年に県が水道局へ出した更新許可書の写し若しくは原本」とは、平成12年に鹿児島県が鹿児島市水道局に交付した法定外公共物（五ヶ別府町の里道）に埋設した水道管の占用許可更新書のことである。

(2) 法定外公共物に係る手続について

法定外公共物については、平成12年において、当時の国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条第3項の規定により、国有財産として管理事務の手続を鹿児島県が行っていた。その後、権限移譲により平成17年3月31日までに国から鹿児島市に法定外公共物が譲与されたことに伴い、平成17年度以降は鹿児島市が鹿児島市法定外公共物管理条例（平成16年条例第83号）の規定により、管理事務の手続きを行っている。

この権限移譲の際に鹿児島市は、平成16年度までの法定外公共物に係る管理事務の資料を鹿児島県から引き継いだ。

(3) 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、県土木より市に渡してある旨を主張していることに対し、実施機関は、鹿児島県から引き継いだ資料には、平成6年度以前に埋設された水道管に係る法定外公共物の当初の許可申請書及びその後の更新許可に関する資料は存在しない旨の弁明をしている。そこで、以下本件対象公文書の存否について検討する。

審査請求人によると、本件対象公文書に係る法定外公共物に関する物件とは、鹿児島市五ヶ別府町〇〇〇番〇地先に埋設されている水道管のことであるとのことだが、当該物件は、竣工図面（乙1号証）により昭和52年度以前に埋設されたものであることが確認できる。

審査会が鹿児島県に確認したところ、法定外公共物に係る管理事務の資料については、保存年限が10年であり、10年保存後廃棄している。よって平成6年度以前の分は廃棄したと思われるとのことであった。

そこで審査会は、令和元年11月7日に実施機関の事務担当課である鹿児島市産業局農林水産部谷山農林課の執務室及び書庫の現地調査を行い、①鹿児島県から引き継いだ法定外公共物綴り（平成8年度から平成16年度までの水道局分5冊）を確認したところ、いずれも鹿児島県が鹿児島市水道局に交付した法定外公共物の工事施工承認関係書類であった。このほか、②法定外公共物の占用許可更新綴り（平成8年度から平成29年度までの水道局分2冊）、③平成22年度法定外公共物占用・工事等許可書綴り（10冊）その他関係資料を確認したが、本件対象公文書は確認されなかった。

以上のことを踏まえると、実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

また、審査請求人は、甲1号証から甲3号証までを審査会に本件対象公文書が存在する証拠書類として提出したところ、いずれも県道に係る道路占用許可申請書であり、本件対象公文書が存在することを疎明する資料とは認められない。このほか、審査請求人

及び補佐人は、口頭意見陳述において種々の主張を述べたものの、いずれも本件対象公文書が存在することを疎明することに足るとは認めがたい。

よって、審査会としては、本件公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(4) 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和元年10月 4日	実施機関からの諮問を受けた。
令和元年10月16日	審査請求人から口頭意見陳述の申立てがなされた。
令和元年11月 7日	市谷山農林課に実地調査を行った。
令和元年11月15日	審査請求人から証拠書類（甲1号証～甲3号証）が提出された。
令和元年11月18日	審査請求人から補佐人出席承認願書が提出された。
令和元年12月 2日 （第1回審査会）	審査請求人及び補佐人から意見を聴取した。 諮問の審議及び答申案の審議を行った。